

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	家庭用のガスこんろの安全確保のための調理油過熱防止装置と立ち消え安全装置の設置義務づけ															
担当部局	経済産業省 商務流通グループ 製品安全課長 渡邊 宏	電話番号: 03-3501-4707	e-mail: qqjcbbe@meti.go.jp													
評価実施時期	平成20年5月															
規制の目的、内容及び必要性等	<p>今後生産される「家庭用のガスこんろ」のバーナー(火炎口)の全口に対して、調理油過熱防止装置と立ち消え安全装置の設置を義務付けることにより、ガスこんろからの出火を原因とする火災事故を未然に防止する。</p> <p>我が国において、ガスこんろによる火災は、年間約5千件発生しており、家庭用のガスこんろによる火災は、多くのではなく、消費者の誤使用によるところが多い。そのため、ガス事業者・ガス機器事業者等の火災事故は、製品自体の不具合・故障によるものではなく、消费者的誤使用によるものが多い。そのため、安全性の確保については、ガス事業者・ガス機器事業者等の自主的な取組み、現在国内の市場にある家庭用のガスこんろのほとんどに立ち消え安全装置が搭載され、また、調理油過熱防止装置は市場の製品の中6割以上までに搭載されている。しかしながら、家庭用のガスこんろによる火災は減少しておらず、業界の自主的な取組だけでは不十分として、新たに家庭用のガスこんろを液石法等の規制の対象品目として指定し、バーナーの全口に対して安全装置の搭載を義務づけることによって、消費者の誤使用による家庭用ガスこんろ火災の徹底的な低減を図つていくことが必要である。なお、「消費者の誤使用による未然防止するため規制を設置した例としては、1980年にガスふろがまに対して「空たき防止装置」の搭載を義務づけたところ、事故件数は二ヶ月の約10%まで減少した実績がある。</p>															
法令の名称・関連条項とその内容	<p>ガス事業法第39条の2第1項に規定するガス用品に、また、液石油法第2条第7項に規定する液化石油ガス器具等に「家庭用のガスこんろ」をそれぞれの施行令に追加、「ガス家庭用のガスこんろ」の技術基準をそれぞれの省令に追加。</p>															
想定される代替案	<p>代替案1:家庭用のガスこんろの製品構成は現状のまま(安全装置をバーナー全口に搭載することは義務づけず、現状の業界取組みのまま)であるが、消費者への正しい使用法の普及・周知にかかる広報をより強化(例えば、業界として広報予算を倍増)して、消費者側に安全対策を促す案。 代替案2:事業者・業界による自主的な取組みが拡大する。業界としてより安全面で対策を進め、統一的な技術基準(バーナー全口への安全装置の設置等)を定めていく。</p>															
規制の費用	<table border="1"> <thead> <tr> <th>費用の要素</th> <th>代替案の場合</th> <th>代替案2:業界基準適合改良費【25億円】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(遵守費用等)</td> <td>・技術基準適合改良費【50億円】</td> <td>・代替案1:広報活動費【2億円】</td> </tr> <tr> <td>(行政費用、消費者費用)</td> <td>・届出受入、立入検査等の対応増が考えられるが、既存資源による対応となるため行政の負担は特に計上しない。 ・消費者の負担はない。</td> <td>・届出受入、立入検査等の対応増が考えられるが、既存資源による対応となるため行政の負担は特に計上しない。 ・消費者の負担はない。</td> </tr> <tr> <td>規制の便益</td> <td>便益の要素</td> <td>代替案の場合 代替案1:現状に比べ、家庭用のガスこんろによる火災件数が90%減少するものと仮定する。【149億円】 代替案2:現状による火災件数が10%減少するものと仮定する。【17億円】</td> <td>代替案2:現状による火災件数が45%減少するものと仮定する。【75億円】</td> </tr> </tbody> </table>			費用の要素	代替案の場合	代替案2:業界基準適合改良費【25億円】	(遵守費用等)	・技術基準適合改良費【50億円】	・代替案1:広報活動費【2億円】	(行政費用、消費者費用)	・届出受入、立入検査等の対応増が考えられるが、既存資源による対応となるため行政の負担は特に計上しない。 ・消費者の負担はない。	・届出受入、立入検査等の対応増が考えられるが、既存資源による対応となるため行政の負担は特に計上しない。 ・消費者の負担はない。	規制の便益	便益の要素	代替案の場合 代替案1:現状に比べ、家庭用のガスこんろによる火災件数が90%減少するものと仮定する。【149億円】 代替案2:現状による火災件数が10%減少するものと仮定する。【17億円】	代替案2:現状による火災件数が45%減少するものと仮定する。【75億円】
費用の要素	代替案の場合	代替案2:業界基準適合改良費【25億円】														
(遵守費用等)	・技術基準適合改良費【50億円】	・代替案1:広報活動費【2億円】														
(行政費用、消費者費用)	・届出受入、立入検査等の対応増が考えられるが、既存資源による対応となるため行政の負担は特に計上しない。 ・消費者の負担はない。	・届出受入、立入検査等の対応増が考えられるが、既存資源による対応となるため行政の負担は特に計上しない。 ・消費者の負担はない。														
規制の便益	便益の要素	代替案の場合 代替案1:現状に比べ、家庭用のガスこんろによる火災件数が90%減少するものと仮定する。【149億円】 代替案2:現状による火災件数が10%減少するものと仮定する。【17億円】	代替案2:現状による火災件数が45%減少するものと仮定する。【75億円】													

政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>家庭用のガスこんろの火災事故を防止するための対策としては、今回の改正案のようにバーナー全口に安全装置の設置を義務付ける措置の他、正しい使用方法の周知徹底など広報活動の更なる強化による消費者の安全対策の強化(代替案1)、及び、業界の自主的な取組(統一的な技術基準の策定と実践;代替案2)などが、手段として考えられる。</p> <p>家庭用のガスこんろ火災に関しては、その発生原因として消費者の誤使用が多い現状を踏まえると、消費者への正しい使用方法の周知徹底について現状よりも積極的に過熱防止装置のついていない側の口を止めることで、消費者の誤使用に関する「おもてなし」が限界がある。周知を徹底するだけでは限界がある。」と審議されたように、広報活動の強化によって消費者に安全を求めていく案では、事後防止の効果は限定的といえる。</p> <p>また、安全装置設置など技術基準の自主策定については、既に現状として、業界の自主的な取組が行われており、更にそれを上回る対策について期待しても、これ以上安全装置の普及率等が著しく向上する余地があるかは不明であるといえ、その結果、十分な事故の減少には担保できず、消費者による損害・負担が残ることになる。</p> <p>一方、改正案では、業界団体に加盟していない事業者や輸入事業者も全て対象となることから、今後、我が国において販売される家庭用のガスこんろはすべて全口に安全装置が搭載された安全なガスこんろになることが保証される。現在のガスこんろの使用年数を考慮すれば、およそ10年後には、ほとんどどの家庭のガスこんろが安全なガスこんろに置き換わりすることが期待できる。審議会においても、消費者からの要望はもちろんのこと、ガス供給事業者からも国の規制により安全な家庭用のガスこんろを普及させることが効果的であるとの意見が示されている。</p> <p>さらに、現状分析及び各種仮定の上に試算した費用効果分析の試算結果をみると、改正案では、他の代替案に比べて、実施に要する費用は最も多くなるものの、火災事故が大きく減少するため便益の額も大きくなっている。また、その差として表れる「純・便益」(社会全体としての効用)でも、改正案は(他の代替案は得られる便益を高めに見積もっているにも拘わらず)最も大きくなっている。</p> <p>これらの結果をまとめると、代々案に比べ、より多くの事故を防止でき、また社会全体としても大きな効用が見込まれる改正案を選択することが妥当である。</p>
有識者の見解その他関連事項	<p>平成19年4月及び同年12月の総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー委員会、総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会液化石油ガス部会、消費経済審議会製品安全小委員会、3合会(3合会)において、平成20年3月産業構造審議会製品安全部会の合併会議において、「家庭用のガスこんろ」に対する強制法規化の必要性について、有識者により審議が必要との結論に至った。</p>
レビューを行う時期又は条件	<ul style="list-style-type: none"> ・制度開始以降に出荷された「家庭用のガスこんろ」が流通して5年が経過した時期。(平成25年度)
備考	<p>・今回、規制の事前評価を行方にあたり、製品事故を防止する効果そのものについてには単純に金銭的に置き換えた上で評価が困難であることを踏まえ、規制の導入による事故一件当たりの費用対効果で便宜上相対比較することとした。したがって、本評価書で試算している数値はあくまでも試算上仮定している数値であることに留意する必要があります。</p>